

兵庫県公式観光サイトにおける記事制作及び SNS 投稿、多言語発信業務 公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名

兵庫県公式観光サイトにおける記事制作及び SNS 投稿、多言語発信業務

2 業務目的

本業務は、オウンドサイト「兵庫観光 navi」におけるクチコミコンテンツ「みんなのオススメ」記事の制作及び SNS (Instagram・Facebook) 投稿と多言語発信を連動させることで、以下を実現することを目的とする。

- ・ SNS からオウンドサイトへの流入増加
- ・ 国内外の観光客に対する来訪意欲の醸成
- ・ ユーザー視点による信頼性の高い情報発信
- ・ インバウンド需要の獲得

【ひょうご観光本部オウンドメディア】

兵庫観光 navi : <https://www.hyogo-tourism.jp/index.html>

Visit HYOGO : <https://www.hyogo-tourism.jp/world/>

みんなのオススメ記事(日本語) : <https://www.hyogo-tourism.jp/review/index.html>

みんなのオススメ記事(英語) : <https://www.hyogo-tourism.jp/world/review/index.html>

Instagram : https://www.instagram.com/hyogonavi_official/

Facebook (日本語) : <https://www.facebook.com/hyogokanko>

Facebook (多言語) : <https://www.facebook.com/HyogoTheHeartofJapan>

3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部 (以下、委託者という)

4 委託費、契約期間

- (1) 委託費 6,000 千円以内 (消費税及び地方消費税額を含む) とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。
- (2) 契約期間 契約開始日 ~ 令和9年3月31日

5 業務内容

(1) 記事制作業務 (みんなのオススメ記事)

①制作本数

年間 11 本以上制作し原則、令和9年2月末までに全ての記事を順次公開すること。

②企画

- ・ 季節性、観光トレンド、地域バランスを考慮した上で提案すること。
- ・ 多言語展開を前提としたテーマ設計を行うこと。
- ・ 月次または四半期ごとに企画提出し、委託者の承認を得ること。

③取材・制作

- ・ 原則、現地取材、撮影を行うこととし、モデルは兵庫県の在住者とする。
- ・ 文字数は 1,200~2,000 文字程度とし、写真は 10 点以上使用すること。

④コンテンツ要件

- ・体験（コンテンツ、グルメ等）ベースのクチコミ視点で制作すること。
- ・SNS 連動を前提とした構成とすること。
- ・訪問動機につながる情報設計とすること。

⑤SEO 対応

キーワード設計を考えた上でタイトルや記事制作を行うこと。

⑥入稿

指定の様式（Word 等）で入稿を行い、委託者の承認を得た上で納品を進めること。
様式は契約締結後、別途協議の上で決定する。

(2) 記事誘導 SNS 投稿（Instagram・Facebook）

①投稿本数

- ・記事 1 本につき、委託者の各 SNS へ動画を 1 投稿以上行うこと。
- ・各 SNS への投稿作業も受託者にて実施することとする。

②導線設計

- ・各 SNS 投稿から、当該記事に遷移するような導線設計を考えること。
（例）冒頭のフックで興味喚起、情報の一部提示とし、記事で全容が分かるようにする 等
- ・Instagram はプロフィールリンク誘導やストーリーズの活用を図ること。
- ・Facebook は投稿内にリンクを設置すること。

(3) UGC を活用した Instagram のフィード投稿および Facebook 投稿

①投稿頻度

原則、週 1 回（各約 30 本）以上、投稿すること。

②内容

本県観光にまつわる一般ユーザーの投稿の中から、指定するハッシュタグ（#兵庫テロワール旅 等）を使用したものを優先的に二次活用とすること。

※UGC（User Generated Content：ユーザー生成コンテンツ）：一般ユーザーが自発的に作成・投稿したコンテンツの総称。

③要件は以下のとおりとする。

- ・画像の使用許諾取得は受託者が行い、許諾が取れたものを活用すること。
- ・投稿テキストは受託者が制作し、投稿者のメンションを入れること。
（投稿テキストの多言語翻訳は委託者にて実施する）
- ・投稿案制作後、委託者の承認を得た上で投稿すること。
- ・委託者 SNS アカウントのこれまでの投稿とトンマナを統一すること。
- ・Instagram と Facebook で投稿内容は同じでも構わない。
- ・フォロワー数やエンゲージメント数を増やしていくことを意識した上で取り組むこと。

(4) Instagram のストーリーズ投稿

①投稿頻度

原則、週 2 回（約 60 本）以上、投稿すること。

②内容

イベント情報や季節情報、即時性の高い観光情報を投稿すること。なお、画像等は「兵庫観光 navi」に掲載されている「イベント情報」等から引用してもよい。

③要件

視認性の高いデザインとし、リンクスタンプ等で該当のサイトページへ誘導するなど工夫を凝らすこと。

(5) 「みんなのオススメ」記事への多言語対応業務

①対象言語

- ・英語：必須（全記事対応を基本とする）
- ・繁体字：企画段階で繁体字語圏に合う対象記事を提案することとし、委託者が承認の上、繁体字に翻訳することとする。

②対応範囲

記事本文、タイトル・見出し、モデルプロフィール、キャプション、基本情報（アクセス・営業時間等）、SNS 投稿テキスト

③翻訳要件

ローカライズを必須（直訳禁止）とし、各言語で自然な表現に最適化を行い、観光行動を踏まえた表現に調整すること。

④情報補完

外国人向けにアクセス（大阪・京都からの所要時間等）や支払い方法（現金のみ等）、言語対応状況等の情報を補足すること。

(6) 月間レポートの提出（オウンドサイトおよび Instagram）

① オウンドサイトのカスタマージャーニー分析

公開された記事ごとに訪問者の属性および関心度を分析し、ユーザー理解の深化およびコンテンツ改善のための示唆をレポートすること。なお、それぞれのレポートは公開された月の翌月末からレポートとして提出すること。

・訪問者属性分析

ユーザーの性別、年代、地域、デバイス、流入チャネル等をレポートニングすること。

・記事に対するエンゲージメント（関心度）分析

ユーザーのページビュー数・平均滞在時間・平均読了（スクロール）率・直帰率・クリック率（内部リンク・CTA）・再訪率（リピーターの割合）をレポートニングした上で、これらの指標を総合的に評価し、記事ごとの関心度を定量的、定性的に分析すること。

② Instagram の分析

投稿されたリール動画、フィード投稿、ストーリーズについて Instagram の投稿開始月から 2 か月ごとに以下の数字をレポートおよび分析すること。なお、分析には指定する分析ツール（当該分析ツールの利用費用は委託費に含めないこと）を使用すること。

- ・各月の新規フォロワー数、プロフィールアクセス数、ホーム数、フォロワー数、保存数、インプレッション、リーチ数、平均エンゲージメント率、平均フォロワー転換率、平均ホーム率、平均保存率、平均プロフィールアクセス率等、アカウント全体の数字の推移を報告すること。

- ・各月の投稿に関するレポートを報告すること。投稿したリール動画やフィード、ストーリーズにおけるエンゲージメント数（いいねや保存数等）をレポートし、分析を行うこと。

(7) 年間計画の策定

受託者は、兵庫県内の観光資源について、季節性、観光需要、県内イベント、訪日外国人旅行者の動向等を踏まえ、「みんなのオススメ」記事制作および SNS 投稿を計画的に実施すること。

また、記事公開時期と Instagram・Facebook 投稿を連動させ、「SNS で興味喚起 → 記事閲覧 → 来訪意欲醸成」につながる導線設計のもと業務を推進すること。

上記2点を踏まえたうえで年間計画を提示すること。

6 実施体制

- (1) 受託者は、本事業を円滑に遂行するために、全体の責任を負う業務統括責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を担うこと。
- (2) 設置にあたり、WEB や SNS での発信に関する知見・経験を有する者など、必要かつ十分な人員を確保したうえで、業務内容・量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制を構築することとし、その体制については具体的に提案すること。
- (3) 複数の者がグループを構成して共同実施する場合は、その体制も示すこと。
- (4) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し、すべての責任を負うものとする。
- (5) 本業務のスムーズな進行を実現するために綿密なスケジュールを委託者と協議の上、設定すること。

7 成果物の提出等

- (1) 成果物
受託者は本業務が終了したとき、「実績報告書」を作成し、紙媒体及び電子データを各1部提出すること。納品方法は委託者が確認できるものであれば指定しない。
〔実績報告書〕記載内容（例）
業務の実施期間、実施した業務の一覧、WEB サイト内でのコンテンツの掲載・発信内容、SNS での情報発信などを成果物として取りまとめたもの
- (2) 提出場所
公益社団法人ひょうご観光本部
神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階
- (3) 提出期限
令和9年3月31日（火）17:00

8 委託に係る留意事項

- (1) 法令を遵守して処理を行うこと。
 - ① 受託者は、本業務実施に関する総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び証拠書類を整備し、業務終了後5年間は保管しなければならない。
 - ② 本事業は、委託者の監査対象となる。
- (2) 対象外経費
飲食費（食事・茶菓代等）、受託者の経常的な運営にかかる経費、備品、委託事業に関係があると認められない経費等。備品のリースは可、購入は不可とする。
- (3) 定例ミーティング等
 - ① 毎月1回以上ミーティングを行うこと。

- ② ミーティング会場は、原則、ひょうご観光本部とするが、ひょうご観光本部での開催が難しい場合は、オンライン上での開催も可とする。
- ③ 1回あたりの時間は、2時間程度とすること。なお、内容に応じて、時間を調整することも可とする。
- ④ ミーティングの運営に必要な資料、資材、環境設定等は受託者が用意すること。

9 著作権・肖像権

受託事業者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物（HP等の媒体に使用するために撮影した画像を含む）に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果物を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

10 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

13 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

14 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

15 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。